

## 第3章 災害応急対策計画

地震による災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した場合の応急対策については、この計画の定めるところによる。

### 第1節 応急活動体制

地震災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町、道及び防災関係機関は、相互に連携を図り、防災計画本編第2章第3節「本部の配備体制」の定めるところにより災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。

災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。

また、道の災害対策現地合同本部が設置された場合、道本部等と連携を図る。

### 第2節 地震情報の伝達計画

地震情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

#### 第1 地震に関する情報

##### 1 緊急地震速報

###### (1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わないことがある。

###### (2) 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため、気象庁が発表し、日本放送協会に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。

また、放送事業者や通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く住民等へ伝達されている。

気象庁が発表した緊急地震速報は、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達される。

地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民等への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

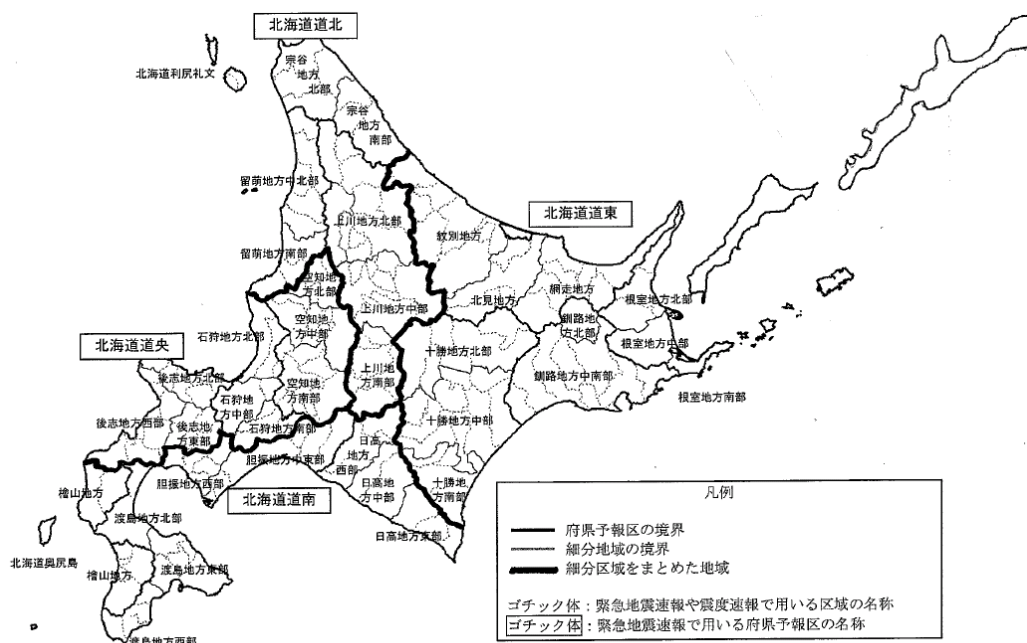
2 地震に関する情報及び警報等の種類及び内容

地震発生後、新たなデータが入るにしたがって、順次以下のような情報が発表されます。

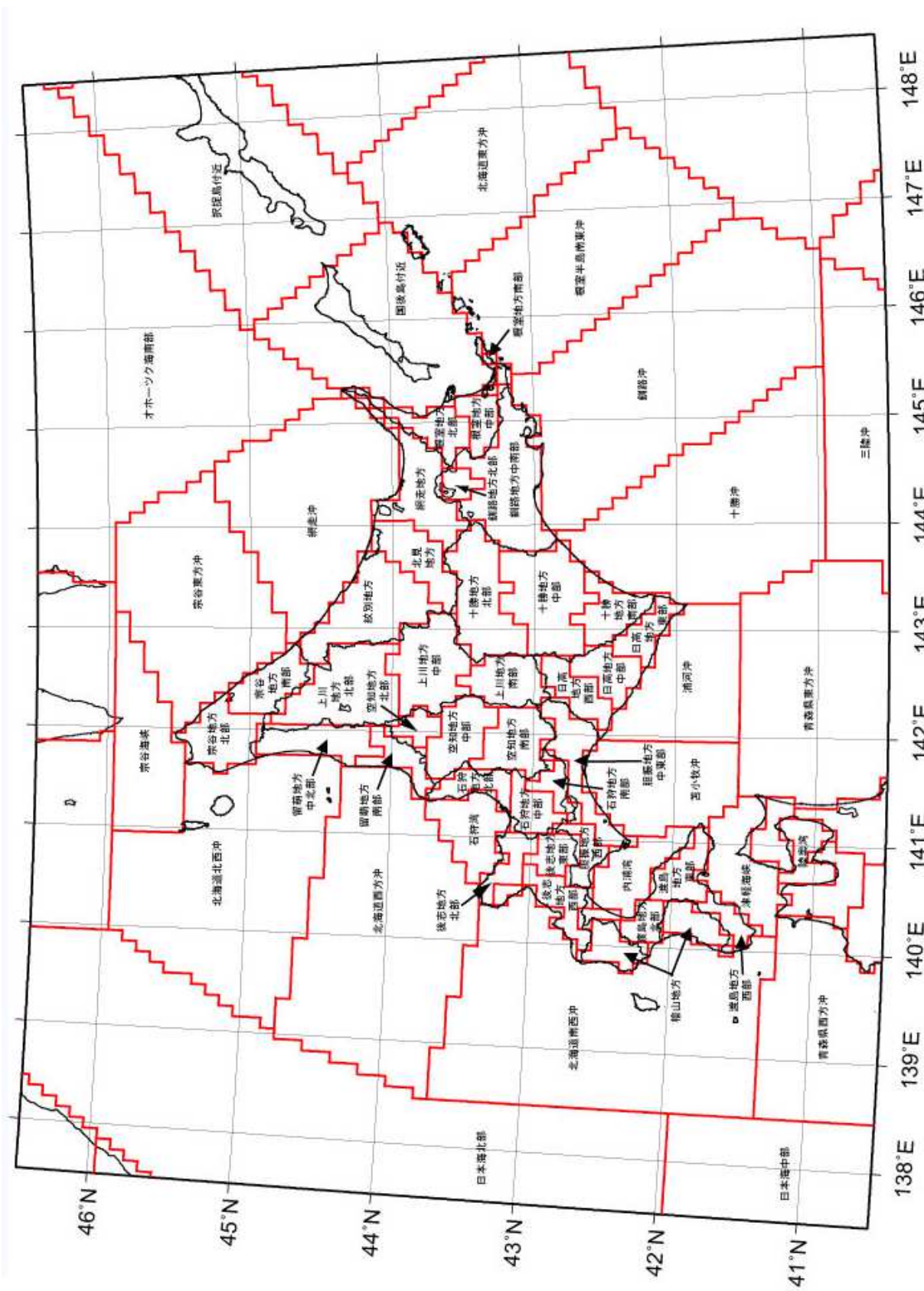
地震情報の種類	発表基準	発表内容
震度速報	・震度3以上	地震発生後約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を190地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度に関する情報	・震度3以上 ・緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の、震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。

第2 地震に関する情報に用いる地域名称、震央地名

1 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域



2 地震情報で用いる震央地名



### 第3 気象庁による気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので震度計を用いて観測する。

「気象庁震度階級関連解説表」(別紙資料)は、ある震度が観測された場合、その周辺でどのような現象や被害が発生するかを示すものである。

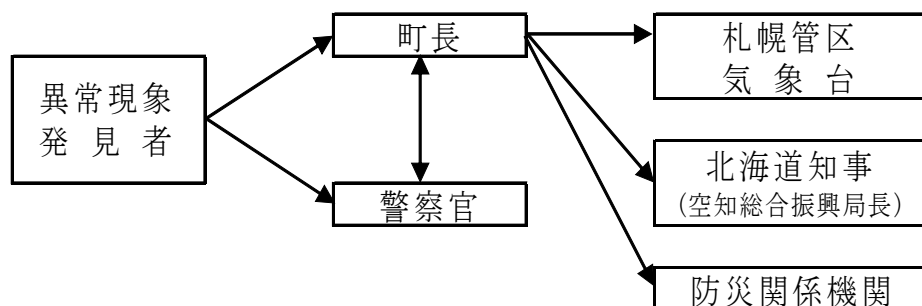
### 第4 異常現象を発見した場合の通報

異常現象を発見したものは、直ちに町長又は警察官に通報する。また、通報を受けた町長は速やかに北海道知事(空知総合振興局長)及び札幌管区気象台等関係機関に通報する。

#### 1 異常現象

頻発地震、異常音響及び地変

#### 2 通報系統図



### 第3節 災害情報等の収集、伝達計画

地震災害時における災害情報等の収集、伝達についての計画は、「防災計画本編第3章第2節災害通信計画及び第3章第3節災害情報等の報告、収集及び伝達計画」を準用するほか、次のとおりとする。

#### 第1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

1 町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めることとし、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）などで受信した緊急地震速報の住民等への伝達に努める。

2 町及び防災関係機関は、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、要配慮者及び、災害により孤立する危険のある地域の被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある場所で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するように留意するものとする。

また、被災者等への情報伝達手段として整備を図るとともに、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）衛星携帯電話、ワンセグ等、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

3 町は放送事業者、通信事業者等による被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、町は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努めるものとする。

4 町、道及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、ヘリコプター、衛星通信車、テレビ会議、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

特に、町から道への被災状況の報告ができない場合、その他必要と認めるとき、道は情報収集のため被災地に職員を派遣するなど、必要な措置を講じる。

5 町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

#### 第2 災害情報等の内容及び通報の時期

1 町は、震度5弱以上を記録した場合、被災状況を道に報告する。（但し、震度5強以上を記録した場合、第1報を道及び国（消防庁）に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。）なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

2 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。

3 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

### 第3 通信施設の整備の強化

町は、非常災害時の通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常用電源設備などの整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

また、防災関係機関は、地震災害時において円滑な災害情報の収集及び伝達が可能となるよう通信施設の整備強化を図る。

### 第4 通信連絡の対策

災害情報の収集を通じて、災害の実態を正確かつ迅速に把握し、道、防災関係機関及び住民に災害情報の伝達を行うことにより、円滑な応急対策の実施及び住民の動揺、その他社会不安の抑制に努めるものとする。

#### 1 通信連絡の体制

「防災計画本編第3章第2節 災害通信計画」に定めるところによる。

#### 2 有線電話途絶時の連絡方法

有線電話が途絶した場合の連絡方法は北海道総合行政情報ネットワークによる。

I P 専用電話、衛星専用電話、ファックス及び携帯電話等を活用するほか、次の要領による。

##### (1) 関係機関の協力

消防、警察等の協力を得て関係機関の通信施設を利用する。

##### (2) 機動力の活用

全通信機関が使用できない場合は、被害情報の的確な収集及び伝達を図るため、自動車、オートバイ、ヘリコプターにより連絡員を派遣し、文書及び口頭により連絡するなど臨機の措置を講ずるとともに、地域のアマチュア無線組織への協力を要請するなど通信の万全を図る。

##### (3) 報道機関の協力

町長が特別緊急の必要があると認めるときは、報道機関へ災害に関する通知、要請等の情報の放送を依頼する。

### 第5 被害状況調査活動

地震発生に伴う災害初期の混乱を防止し、迅速かつ的確な応急活動を実施するため、被害状況の把握が最重要であることから、地震発生後、直ちに、「防災計画本編第3章第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画」に基づき、町内の被害状況調査、情報収集を行うものとする。

#### 1 被害状況の調査及び被害情報の収集

総務・統括班は、全町的な被害状況を速やかに把握するため、災害対策本部各班に被害状況の調査及び被害情報の収集を指示する。

災害対策本部の各部各班は、直ちに被害状況の調査及び被害情報の収集を行い、被害がある場合には、本部に報告するとともに迅速に応急対策にあたるものとする。

調査対象、担当部班は、「防災計画本編 第3章第3節の第3 災害情報等の収集及び報告」のとおりとする。

#### 2 被害状況の収集要領

地震災害については、速やかに応急対策の実施を判断することが求められることから、被害情報の

収集にあたり、特に緊急に把握すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 人命の危険性の有無
- (2) 人的被害の状況
- (3) 道路、河川、橋梁、ライフライン等の被害状況
- (4) 避難所の被害状況
- (5) 火災発生状況及び延焼拡大の危険性の有無
- (6) 建物被害の状況
- (7) 危険物貯蔵施設被害の状況
- (8) 被害状況に対して実施すべき応急措置の内容

### 3 被害状況写真の撮影

地震発生後、広報・財務 班は速やかに被害の実態調査の一環として全町的な被害状況写真の撮影を行う。

## 第4節 災害広報・情報提供計画

本節については、「防災計画本編第5章第2節 災害広報・情報提供計画」を準用するほか、次のとおり実施する。

### 第1 広報活動

災害時における広報については、災害地域の混乱を防止し、人心の安定を図るため、住民に対し、迅速かつ適切に、地震情報などの広報活動を実施する。

#### 1 広報の準備

広報車等は、災害発生等突発時においても直ちに出勤できるよう平常時からの点検整備に万全を期すものとする。

#### 2 広報内容

(1) 地震に関する情報（発生時間、震度、震源地等）

(2) 災害に関する情報

ア 地震に関する情報

イ 避難場所について（避難場所の位置、経路等）

ウ 交通通信状況（交通機関運行状況、不通場所、開通見込み日時等）

エ 火災状況（発生場所）

オ 電気、水道、ガス等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、注意事項等）

カ 医療救護所の状況、場所

キ 給食・給水実施状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）

ク 衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、量、対象者等）

ケ 河川・土木施設状況（発生場所、復旧状況）

コ 地震災害時の注意事項及び協力要請（火気、ガス等の点検、通信使用規制住民の心得等）

サ 本部の設置又は廃止

シ 住民の心得等人心の安定及び社会秩序保持のための必要事項

#### 3 広報の方法

(1) 広報車による広報

(2) テレビ、ラジオ等放送機関への要請

(3) 広報紙、チラシ等の印刷物の配布

(4) ホームページへの掲載

#### 4 広報の協力体制

広報車による住民広報については、各部の広報内容を集約のうえ、相互協力により実施するものとし、機関個別毎の広報巡回は極力避け、住民への情報伝達が円滑に行えるよう努めるものとする。



## 第5節 地震火災等対策計画

### 第1 消火活動

地震時の被害が大規模となるのは、火災の同時多発及び延焼並びに石油貯蔵タンク等の危険物施設の火災発生等による場合が多く、その被害を最小限度に食い止めるためには、初期消火活動が迅速に行われることが重要である。消火作業上必要な第1次的措置については、「防災計画本編第4章第9節消防計画」に定めるところにより町が実施するが、これが困難な場合は、国、道、自衛隊、近隣市町村及び関係機関の協力を得て行うものとする。

### 第2 町の活動

- (1) 消火活動に関する情報を収集し、関係機関へ提供すること。
- (2) 道、他市町村及び関係機関等に対して消防隊、消防ポンプ車及び化学消防車等の派遣要請をすること。
- (3) 町内事業所等に緊急消化剤、資器材等の提供要請すること。
- (4) 道に対し、消火対策指導のための危険物担当者の派遣を要請すること。

### 第3 危険物の保安活動

- (1) 石油、薬品及び火薬類等の対策

ア 町長は、石油、ガス、ガソリン、薬品及び火薬工品等の製造取扱者、販売業者及び消費者に対し、一時その製造取扱い、販売、貯蔵、運搬消費等を禁止し、又は制限する。

イ 町長は、被害が広範囲にわたり引火し、若しくは爆発し、又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び関係機関との連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、区域内住民に避難又は立ち退きの勧告又は指示をする。

ウ 危険物取扱所等

防災計画本編第4章第2節別表4（危険物貯蔵所等所在一覧参照）

- (2) 放射性物質の対策

ア 火災等により放射線障害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、医療機関と緊密な連絡をとり危険のある場所の認知及び放射線量の測定を併せて行い、また、延焼防止を主眼として汚染区域の拡大を防止する。

イ 大量放出又はそのおそれがある場合は、危険区域内の者の避難誘導に当たるとともに、立入禁止区域を設定する。

## 第6節 避難対策計画

地震災害時において住民の生命、身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、「防災計画本編第5章第3節 避難対策計画」を準用するほか、次のとおり実施する。

### 第1 避難実施責任者及び措置内容

火災、山（崖）崩れ、地震等の災害により、生命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるときは、町長は、次により避難勧告等を行う。

特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を伝達する必要がある。

なお、避難のための準備情報の提供や勧告・指示を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、勧告・指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるものとする。

#### 1 町長（基本法第60条）

(1) 町長は、地震災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶ恐れがあると判断される状況に至ったときは、直ちに必要と認める地域の居住者等に対し、次の避難勧告等を行う。

ア 避難のための立退きの勧告又は指示

イ 必要に応じて行う、立退き先としての指定緊急避難場等の避難場所の指示

ウ 近隣の安全な場所への退避や屋内安全確保の指示

また、避難勧告等の発令は、災害の状況及び地域の実情に応じ、効果的な伝達手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。

(2) 町長は、避難のための立退きの指示、避難場所の指示、近隣の安全な場所への退避や屋内安全確保の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。

(3) 町長は、上記の勧告等を行ったときは、その旨を速やかに空知総合振興局長に報告する。（これらの指示等を解除した場合も同様とする。）

### 第2 避難対策

地震により多数の住民が全壊、半壊等により住居を失い、或いは、火災が発生、拡大し、危険が切迫している状況にある住民を、適切かつ円滑に避難させる。

#### 1 避難勧告又は避難指示（緊急）

(1) 地震に伴う災害で、地域的に住民に危険が切迫していると認めた場合、町長は、危険区域の住民、滞在者、その他の生命、身体を保護するため、速やかなる立退きを勧告し、又は、急を要する場合は指示する。

(2) 災害対策本部が設置された場合は、原則として本部会議の協議を経て本部長が決定する。

ただし、現に危険が切迫し、緊急な事態においては、「防災計画本編第5章第3節 避難対策計画」による者が立退きを指示することができる。

## 2 避難準備・高齢者等避難開始

地震により火災が発生し被害が拡大するおそれがある地域については、住民に対し、事前に避難の準備、避難場所、避難の方法を周知徹底する。

なお、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等）に対しては、民生対策部（救護・避難対策班）が主体となり、警察官、地域住民、ボランティア等の協力を得ながら事前避難を推進する。

## 3 避難勧告、避難指示（緊急）又は避難準備・高齢者等避難開始の伝達

### (1) 伝達の方法

次に掲げる事項のうち、災害の状況及び地域の実情を考慮し、最も効率的に伝達することができる方法により行うものとする。

#### ア 電話、無線、有線放送等による伝達

住民に対し、電話、無線、有線放送、ホームページ等により周知する。

#### イ 広報車による伝達

町、消防機関又は警察等の広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。

#### ウ 個別による伝達

避難を勧告、指示したときが夜間、停電時又は風雨が激しいときで、関係住民に対する伝達が困難である場合は、民生対策部避難対策班及び消防団員等で班編成し個別に伝達するものとする。

### (2) 勧告又は指示の内容

#### ア 避難勧告・避難指示（緊急）、屋内での待避等の安全確保措置の指示又は避難準備・高齢者等避難開始の理由及び内容

#### イ 避難対象区域

#### ウ 避難先

#### エ 避難経路

#### オ 注意事項

a 避難にあたっては必ず火気、危険物等の始末を徹底する。

b 避難時の戸締まりをする。

c 携行品は必要最小限とする。（食料、水筒、タオル、ちり紙、着替え、救急医療品、懐中電灯、携帯ラジオ、貴重品等）

d 服装は必要に応じ、帽子、雨合羽、防寒用具等を携行する。

e 避難者は、できるだけ氏名票（住所、本籍、氏名、年齢、血液型を記入したもの）を携行する。

f 会社、工場にあつては、危険物等の保安措置を講ずる。

## 4 避難場所の設定等

震災時における避難場所の避難場所の設定に当たっては、次の設定基準を勘案して、「防災計画本編第5章第3節避難対策計画」に定める避難場所の中から設定するものとするが、状況によっては他の場所を臨機に設定する。

- (1) 公園、広場等相当の広さを有し、かつ、防火に役立つ樹木、貯水槽などが存在すること。
- (2) 周囲に延焼の媒介となる建造物、多量の可燃物品又は崩壊のおそれがある石垣やがけ等がないこと。
- (3) 地割れ、崩落等のない耐震的土質の土地及び耐震耐火性の建築物で安全性があること。また、延焼等危険が迫ったときは更に他の場所へ避難移動ができること。

#### 5 避難誘導

避難誘導は、「防災計画本編第5章第4節避難救出計画」に定める避難方法等に準じるものとするが、被災地が広域で大規模な立ち退きや移送を要し、町において処置できないときは、道に対し応援を求めて実施する。

### 第3 避難所の開設、運営

#### 1 避難状況の把握

災害時優先電話等を活用して、施設管理者から被災者の避難状況、施設の被害状況等を把握する。また、休日、勤務時間外に地震が発生した場合は、参集職員が最寄りの避難所に立ち寄り、被災者の避難状況を把握する。

#### 2 開設予定避難所の安全性の確保

避難所開設に先立ち、避難予定施設が余震等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

##### (1) 施設管理者等によるチェック

避難予定施設の管理者及び担当職員（民生対策部避難対策班）は、地震発生後速やかに目視等により、施設の安全性を確認し、調査結果を災害対策本部に報告する。

なお、使用が困難な場合は、災害対策本部への報告のほか次の措置を行う。

ア 立入禁止措置

イ 他の避難所の案内図の貼付

##### (2) 応急危険度判定士によるチェック

(1) アのチェックでは、施設の安全性の確認に判断がつかねる場合、施設管理者及び災害対策本部は、施設の安全性を確認するため、直ちに道に対して応急危険度判定士の派遣を要請する。

##### (3) 避難住民への措置

既に避難所に避難住民が集まっている場合は、施設の安全が確認できるまで、とりあえずグラウンド等の安全な避難場所に待機させる。

#### 3 職員の派遣

町は、施設管理者からの情報又は参集職員等の状況に基づき、開設可能な施設の中から、避難所開設の必要性の高い地区から順次、職員を派遣し、避難所の開設に必要な業務にあたる。

#### 4 学校等施設機能の早期回復

大規模な地震災害により、避難所を開設した場合は、避難所が長期化するおそれがある。

そのため、避難所が学校である場合は、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童生徒との棲み分けを行うとともに、応急仮設住宅に早期建設等、学校機能の早期回復に配慮する。

## 第7節 救助救出計画

救出対策は、「防災計画本編第5章第4節救助救出計画」によるほか、次の事項に留意して実施する。

### 第1 住民等による救出、救助活動

地震発生時においては、広範囲にわたり火災が同時に多発することも想定され、消防職員等による救助活動は困難が予想されることから、住民等による自主的救助活動の実施を促進するものとする。

### 第2 消防職員及び消防団員並びに警察官による救出及び救助活動の実施

町長は、震災により緊急に救出及び救助を必要とする住民がいることを察知したときは、職員の安全確保を図りつつ、火災発生状況等を勘案し、消防機関及び警察官と協力して救出、救助及び活動を実施する。

## 第8節 災害警備計画

本節については、「防災計画本編第5章第26節災害警備計画」を準用する。

## 第9節 交通応急対策計画

本節については、「防災計画本編第5章第22節交通応急対策計画」を準用する。

## 第10節 輸送計画

本節については、「防災計画本編第5章第23節輸送計画」を準用する。

## 第11節 北海道消防防災ヘリコプター等活用計画

本節については、「防災計画本編第5章第24節消防防災ヘリコプター等活用計画」を準用する。

## 第12節 食糧供給計画

本節については、「防災計画本編第5章第5節食糧供給計画」を準用する。

## 第13節 給水計画

本節については、「防災計画本編第5章第8節給水計画」を準用する。

## 第14節 衣料、生活必需品等物資供給計画

本節については、「防災計画本編第5章第6節衣料、生活必需品等物資供給計画」を準用する。

## 第15節 石油類燃料供給計画

本節については、「防災計画本編第5章第7節石油類燃料供給計画」を準用する。

## 第16節 生活関連施設対策計画

地震の発生に伴い、生活に密着した施設（水道施設、電気、通信及び放送施設等）が被災し、水、電気等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずる。

これら、各施設の応急復旧についての計画は、次のとおりである。

### 第1 水道施設

「防災計画本編第5章第8節給水計画及び第5章第11節上下水道施設対策計画」を準用するほか、次のとおりとする。

#### 1 応急復旧

水道事業者は、地震被害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震発生に際して、この計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害にあった場合は、速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

#### 2 広報

水道事業者は、地震により水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

### 第2 下水道施設

#### 1 応急復旧

下水道管理者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震発生に際して、この計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害にあった場合は速やかに応急復旧し、排水機能の確保に努める。

#### 2 広報

下水道管理者は、地震により下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

### 第3 電気

「防災計画本編第5章第9節電力施設災害応急計画」を準用するほか、次のとおりとする。

#### 1 応急復旧

電気事業者は、地震被害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震の発生に際して、この計画に基づき直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害（停電）があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

#### 2 広報

電気事業者は、地震により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等について、テレビ・ラジオなどの報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消に努める。

## 第4 通信

### 1 応急復旧

東日本電信電話(株)北海道事業部、(株)NTTドコモ北海道支社などの電気通信事業者は、地震災害発生時の通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合又は異常事態の発生により通信が途絶するような場合においては、速やかに応急復旧を行う。

### 2 広報

通信を管理する機関は、地震により通信施設に被害のあった場合は、テレビ・ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

## 第5 放送

NHKなど放送機関は、地震災害発生時、被災地及び被災住民に対する迅速かつ的確な情報を提供するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、施設に被害があった場合、速やかに応急復旧を実施するなど、放送が途絶えることのないよう対策を講じる。

### 第17節 医療救護計画

本節については、「防災計画本編第5章第15節医療救護計画」を準用する。

### 第18節 防疫計画

本節については、「防災計画本編第5章第16節防疫計画」を準用する。

### 第19節 廃棄物等処理計画

本節については、「防災計画本編第5章第17節廃棄物等処理計画」を準用する。

### 第20節 家庭動物等対策計画

本節については、「防災計画本編第5章第19節家庭動物等対策計画」を準用する。

### 第21節 文教対策計画

本節については、「防災計画本編第5章第25節文教対策計画」を準用する。

### 第22節 住宅対策計画

本節については、「防災計画本編第5章第13節住宅対策計画」を準用する。

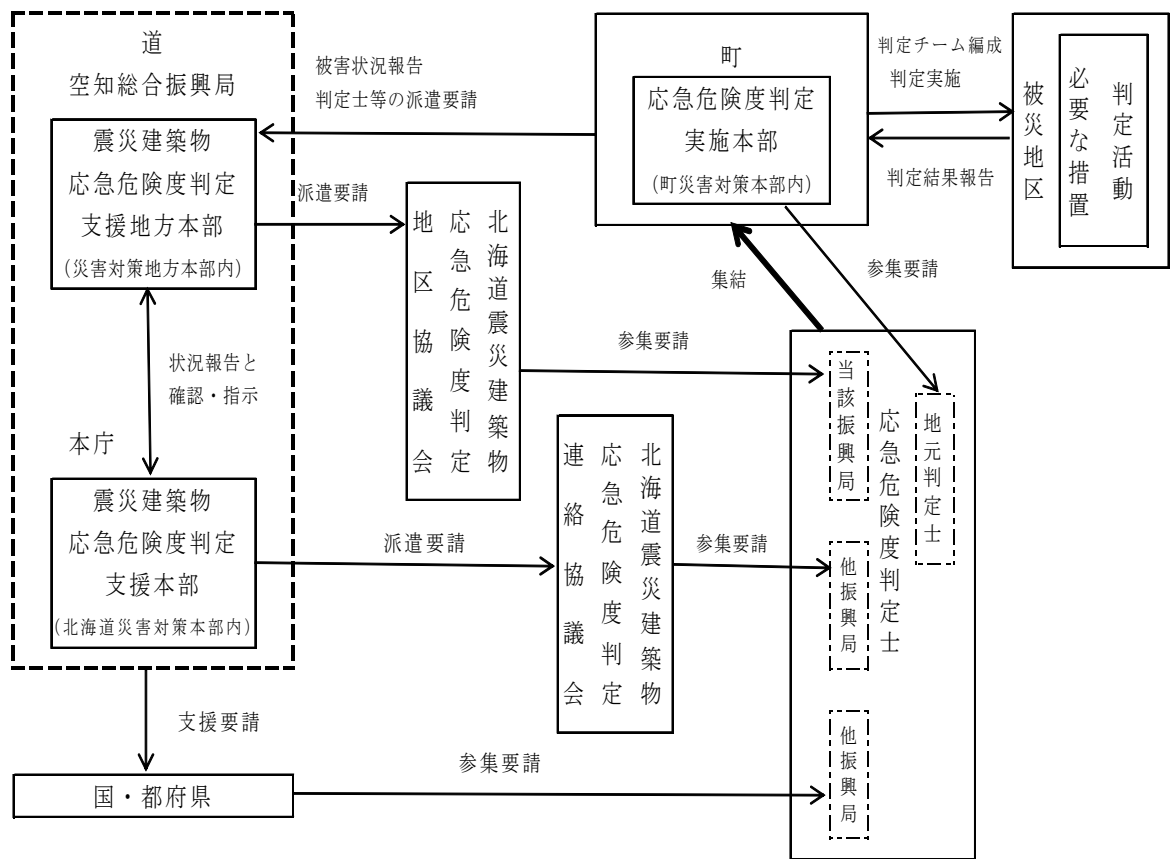
第23節 被災建築物安全対策計画

「防災計画本編第5章第14節被災宅地安全対策計画」を準用するほか、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定の実施に関する計画は、次のとおりとする。

第1 応急危険度判定の活動体制

町及び道は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制は、次のとおりとする。



第2 応急危険度判定の基本的事項

1 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

2 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

3 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、



当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

○危険：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

○要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

○調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

#### 4 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

#### 5 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

### 第3 石綿飛散防止対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害を防災するため、町は、道と連携し、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき、建築物等の被災状況の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導等を実施する。

#### 第24節 被災宅地安全対策計画

本節については、「防災計画本編第5章第14節被災宅地安全対策計画」を準用する。

#### 第25節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

本節については、「防災計画本編第5章第18節行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用する。

#### 第26節 障害物除去計画

本節については、「防災計画本編第5章第21節障害物除去計画」を準用する。

#### 第27節 広域応援・受援計画

本節については、「防災計画本編第5章第28節広域応援・受援計画」を準用する。

#### 第28節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

本節については、「防災計画本編第5章第29節自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

#### 第29節 災害ボランティアとの連携計画

本節については、「防災計画本編第5章第30節災害ボランティアとの連携計画」を準用する。

#### 第30節 災害救助法の適用と実施

本節については、「防災計画本編第5章第32節災害救助法の適用と実施」を準用する。